

令和6年1月1日 福岡県大牟田市長 殿	整理番号	
申請書の提出日を記入してください。	フリガナ	オオムタ タロウ
住所 福岡県〇〇〇市△△町◎丁目◆	氏名	大牟田 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	個人番号	
	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日

枠内の項目（住所・氏名・個人番号・電話番号・生年月日）は全て確認・記入してください。

※印字されているご住所等は、お申込当時の情報です。各項目に変更があった場合は、二重線で訂正し、余白に変更内容を記入してください。

※本申請書提出後、年内に各項目の変更があった場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

※マイナンバーについては番号確認を行うため、申請書とは別に各種書類の提出が必要です。

※添付用台紙はこの用紙の裏面です。寄附金税額控除に係る申告特例申請書と一緒に提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるためには申請を行う必要があり、地方税法附則第7条第8項（第13項）各号のいずれかに該当する場合は、同号に係る税額控除の適用を受けることができます。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるための申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附を行った日付、金額を確認してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和6年1月1日	10,000円

確定申告をする必要が無い方はチェックしてください。

※チェックが付けられない場合（自営業などで確定申告を行う方や、給与所得者や年金所得者でも医療費控除などで確定申告を行う方）はワンストップ特例の対象外となります。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による

ふるさと納税をする地方団体数が年間で5自治体以内の場合のみチェックしてください。

※チェックが付けられない場合（年間で6自治体以上にふるさと納税を行う方）はワンストップ特例の対象外となります。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

記入の必要はありません。

※本市では、受付書の返送は原則行っておりません。

申請書の受付については、寄附申込時にご登録いただいたメールアドレス宛てに電子メールでお知らせします。

メールアドレスをご登録いただいていない場合など、受付書の返送を希望する場合は、住所・氏名欄を記入の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

(ワンストップ特例申請書) 本人確認書類貼り付け用台紙

ワンストップ特例申請書を提出する際は、申請書へのマイナンバー（個人番号）の記入及び番号確認のための各種書類を提出していただく必要があります。

【ワンストップ特例申請を行う際に提出していただくもの】

1. ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）
2. 以下のいずれかの書類

（こちらの台紙に貼りきれない大きな書類を本人確認書類として提出される場合は、申請書と同封で構いません）

パターン①

- ・マイナンバーカードの写し（※両面の写しが必要です）

のりしろ



【おもて面】

のりしろ



【うら面】

パターン②

※住民票の記載事項と一致していない場合は **パターン③** へ

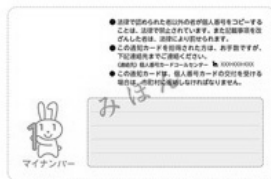
- ・番号通知カードの写し（番号通知カードに記載された、氏名、住所、及び生年月日に変更がない（記載事項が住民票と一致している）場合に限りです。）
- ・身分証明書となる書類（運転免許証、パスポートなど）の写し

のりしろ



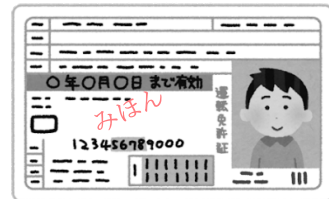
【おもて面】

のりしろ



【うら面】

のりしろ



パターン③

- ・住民票の写し（※マイナンバーが記載されている住民票に限りです）
- ・身分証明書となる書類（運転免許証、パスポートなど）の写し
（※パターン②のところに貼り付けてください）

※ 必ずマイナンバー、顔写真、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。

※ 住所変更などがある場合は、変更内容がわかる部分（裏面など）もコピーしてください。

※ なお、提出書類に不備がある場合、ワンストップ特例の対象外となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

※ 申請書と添付書類の提出期限は、 **令和7年1月10日必着** です。